

京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園における幼児教育・保育の無償化に係る事務の円滑化と負担軽減を図るため、私立幼稚園事務支援補助事業を実施するに当たり、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下、「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 子ども・子育て支援法第30条の11第1項第2号に規定する幼稚園として京都市長から確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等のうち、学校法人又は宗教法人が運営するものをいう。
- (2) 園割 本事業による補助金のうち、私立幼稚園1園につき一律に交付する固定金額分をいう。
- (3) 園児割 本事業による補助金のうち、園児（私立幼稚園に入園した満3歳以上の幼児をいう）の数に応じて交付する変動金額分をいう。
- (4) 園児 補助金の交付を受けようとする年度の5月1日時点（ただし、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児にあっては、1月の始業日時点）において、私立幼稚園に在籍している幼児をいう。

(交付対象者)

第3条 私立幼稚園事務支援補助の交付対象は、交付を受けようとする年度の初日時点において、私立幼稚園を設置する者とする。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、私立幼稚園における幼児教育・保育の無償化の事務の遂行に当たり必要となる費用のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 事務職員（教職員が幼児教育・保育の無償化の事務を担当している場合を含む）に係る人件費（法定福利費含む）
- (2) 業務委託費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 管理用機器備品費
- (7) その他幼児教育・保育の無償化に係る事務の遂行に当たり必要と認められる経費

(補助額)

第5条 補助金の額は、1園につき第1号及び第2号に掲げる額の合計額とする。ただし、前条

に定める対象経費（合計額）の2分の1に相当する額を上限とする。

（1）園割 私立幼稚園1園につき年額40,000円

（2）園児割 私立幼稚園に在籍する園児1人につき年額1,500円

（交付申請）

第6条 私立幼稚園の設置者は、第4条に定める対象経費の支出完了後、条例第9条の規定による交付の申請を行うものとする。

2 前項の申請に当たっては、京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助金交付申請書（第1号様式）によって、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

3 前項の申請書には、京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助金対象経費内訳書（第2号様式）及び領収書等、補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する資料を添付しなければならない。

4 条例第9条に規定する市長が定める期日は、当該年度の3月末日とする。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第2項の申請書が到達してから概ね30日以内に支給の可否を決定し、その旨を京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（決定の取消）

第8条 市長は、事業者に対して、条例第22条の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額の変更を決定するときは、聴聞または弁明の機会の付与の手続を経るものとする。

3 市長は、前項の手続を経て交付決定の取消し又は交付額の変更を決定したときは、事業者に対し、速やかに、その旨を京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業決定取消・変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）」で定める期間を準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は所管課長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月１日）

（施行期日等）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１日）

（施行期日等）

この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

（施行期日等）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

年 月 日

(あて先) 京都市長

設置者所在地

幼稚園名

設置者名

年度 京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助金交付申請書

標記について、京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助金交付要綱
第6条第2項に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額

金 円

_____年度 京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助金対象経費内訳書

幼稚園名 _____

対象経費（年間実支出額） の 合計額の1/2 A	基準額（年額） B	補助申請額 AとBを比較して少ないほうの額
円 0	円	円 0

<事業に要した対象経費の額（上記A）の内訳>

対象経費の項目	対象経費の具体的な内容（※2）	対象経費の額（年額）
事務職員に係る人件費 （※1）		
業務委託費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
管理用機器備品費		
その他幼児教育・保育の無償化に係る事務の遂行に当たり必要と認められる経費		
合計		0

（※1）「事務職員に係る人件費」には、法定福利費の事業主負担分を含めることも可。

（※2）「対象経費の具体的な内容」は、以下の例を参考に具体的に記入すること。

（例）事務職員に係る人件費の場合・・・専任の事務職員1名分に係る給与

業務委託費の場合・・・施設等利用費代理申請事務を外部業者（株式会社〇〇）に委託した経費

消耗品費の場合・・・領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の用紙代

通信運搬費の場合・・・施設等利用費申請書等の郵送経費

管理用機器備品費の場合・・・施設等利用費の代理申請事務に要するパソコンの新規購入経費

<基準額（年額）（上記B）の積算>

	園児数	金額
1 園割（1園当たり40,000円）		40,000
2 園児割（1人当たり1,500円）	5歳児（※3） 人	0
	4歳児（※3） 人	
	3歳児（※3） 人	
	満3歳児（※4） 人	
合計		40,000

（※3）3歳児～5歳児については、5月1日時点で在籍している園児数を記入すること。

（※4）満3歳児については、1月の始業日時点で満3歳に達している園児数を記入すること。

第3号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業
交付決定兼交付額確定通知書

補助金交付額を確定したので、京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額

円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業
決定取消・変更通知書

年 月 日第 号により交付決定を行った標記補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条の規定により、取消し等を行いましたので、京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。